五	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
六	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
七	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		平成二十九年十月一日から平成三十三年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
八	特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

（地熱発電設備に係る調達価格等）

第五条　［略］

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　［略］

五	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
六	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
七	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		平成二十九年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
八	特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。

（地熱発電設備に係る調達価格等）

第五条　［略］

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　［略］